

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 (被災幼児就園支援事業)

概要

～市町村ご担当者用～

目次

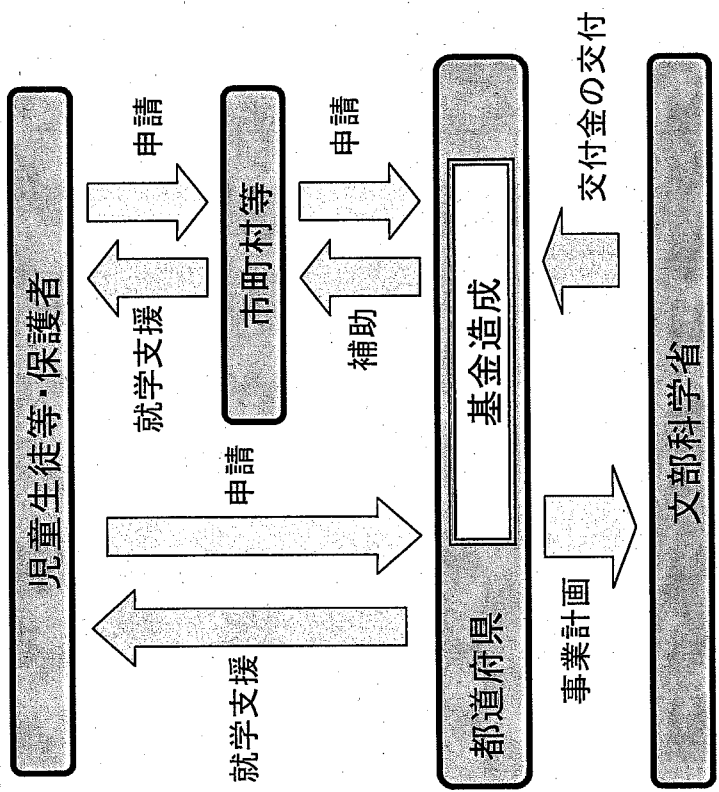
0. 制度概要
1. 被災幼児就園支援事業の対象となるか
2. 幼稚園就園奨励費補助との関係
3. 申請手続きについて

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

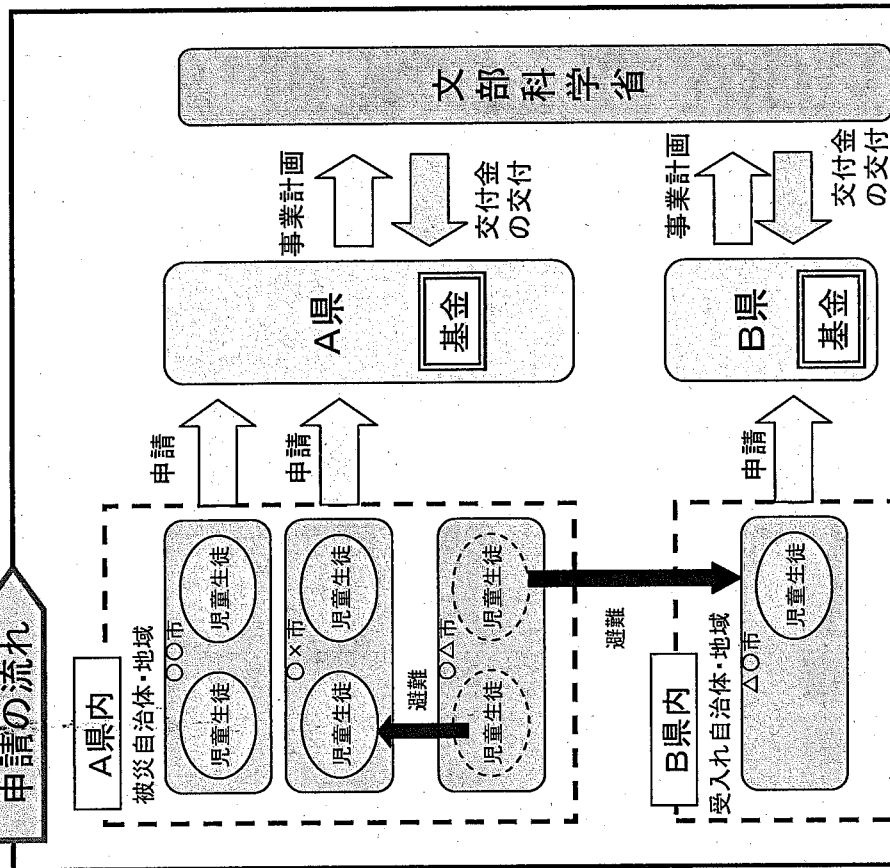
対象主体

- 被災児童生徒等の住所地の県が実施する事業
- 被災児童生徒等の住所地の市町村等が実施する事業を県が補助する事業
- 被災児童生徒等の避難先の都道府県が実施する事業
- 被災児童生徒等の避難先の市町村等が実施する事業を都道府県が補助する事業

事業の流れ



申請の流れ



(注)被災児童生徒が、住所を離れ他の市町村において、就学(事実上の就学を含む)する場合には、受け入れ先の市町村において手続きを行い、受け入れ先市町村の所在する都道府県において、基金を造成することを基本とする。

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成23年度補正予算額:約113億円

<概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理

<具体的施策>

【幼稚園】

(対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(対象者数) 約4,000人
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業

【高等学校】

(対象者) 震災により修学困難となった生徒
(対象者数) 約16,000人
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能

【特別支援(幼・小・中・高)】

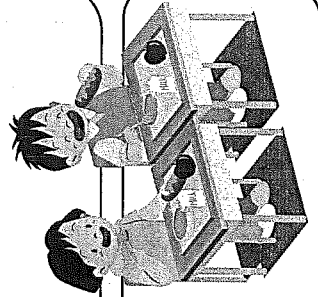
(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象者数) 特別支援学校:約360人 特別支援学級:約140人
(対象事業) 都道府県等において行う就学等奨励事業

【小・中学校】

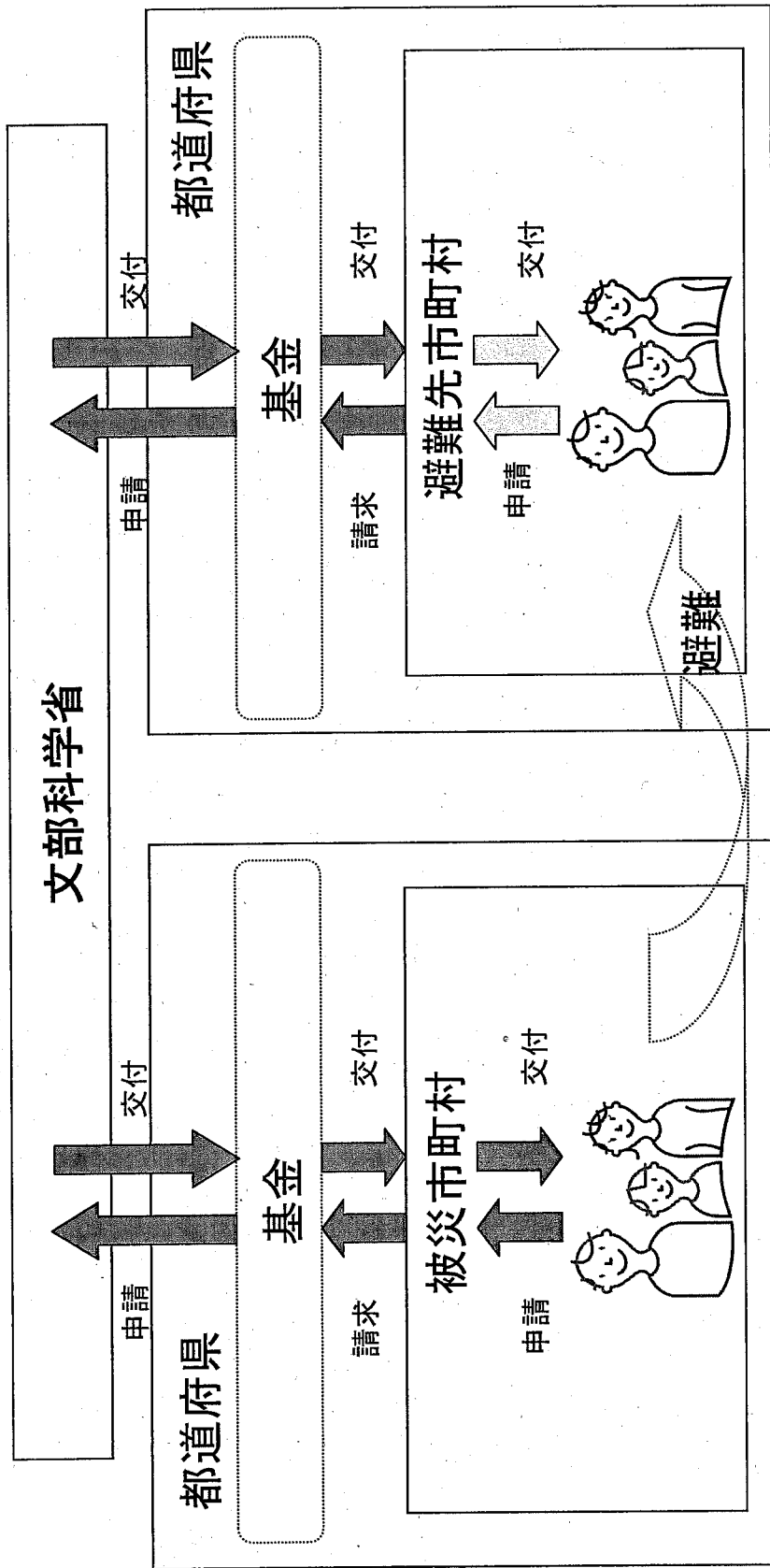
(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象者数) 約39,000人(小学校:約26,000人 中学校:約13,000人)
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業

【私立学校】

(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
(対象者数) 約6,000人
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

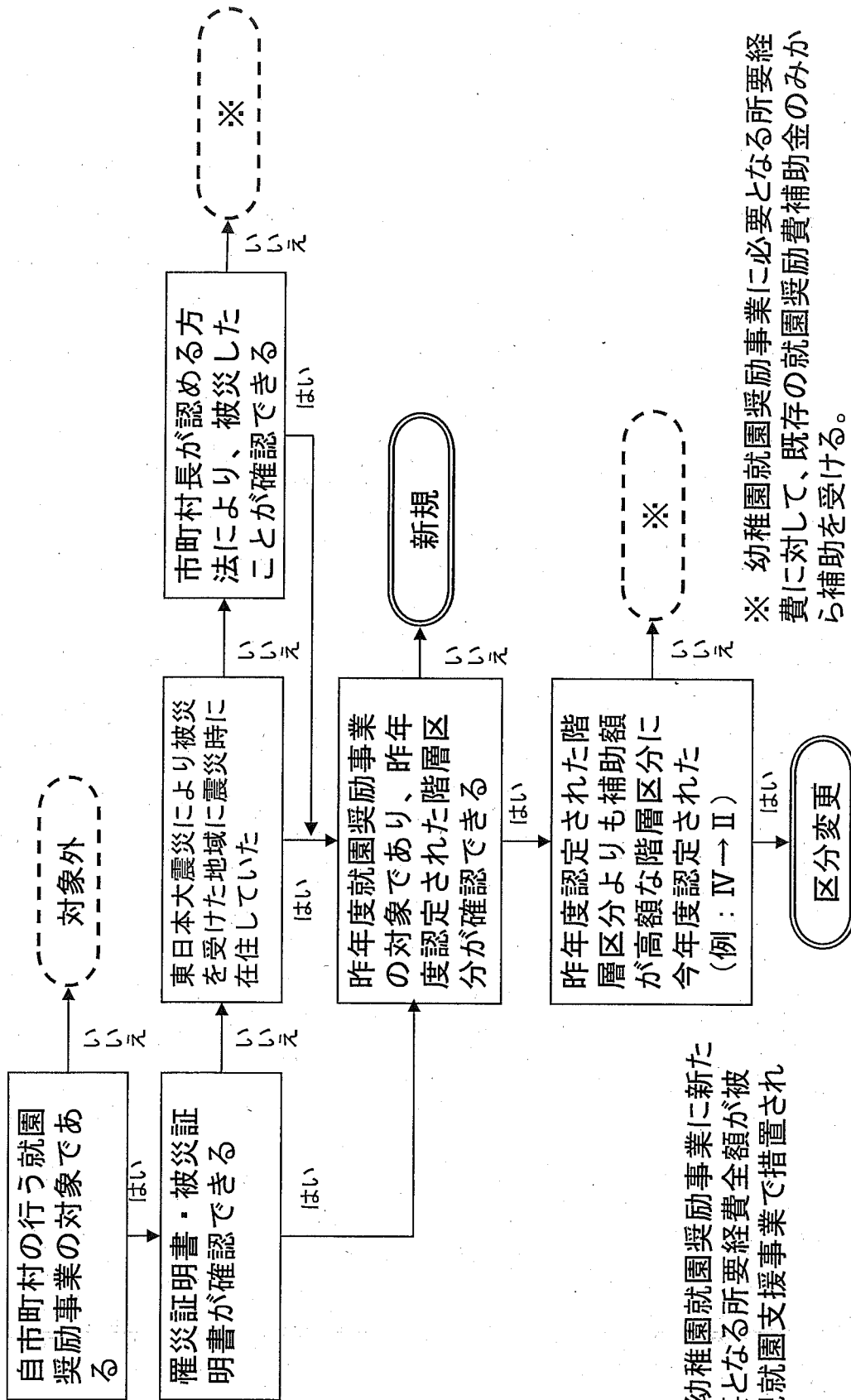


被災幼児就園支援事業



- 被災者は避難先市町村(もしくは被災市町村)に就園奨励費を申請、交付を受ける。
- 被災者に対して就園奨励事業を実施した市町村の所在する都道府県の基金に必要経費を措置する。
- 都道府県は対象者にかかる交付金負担分について基金を取り崩し、被災者に対し就園奨励事業を実施した市町村に交付する。

被災幼児就園支援事業の対象となるか：自市町村の住民の場合

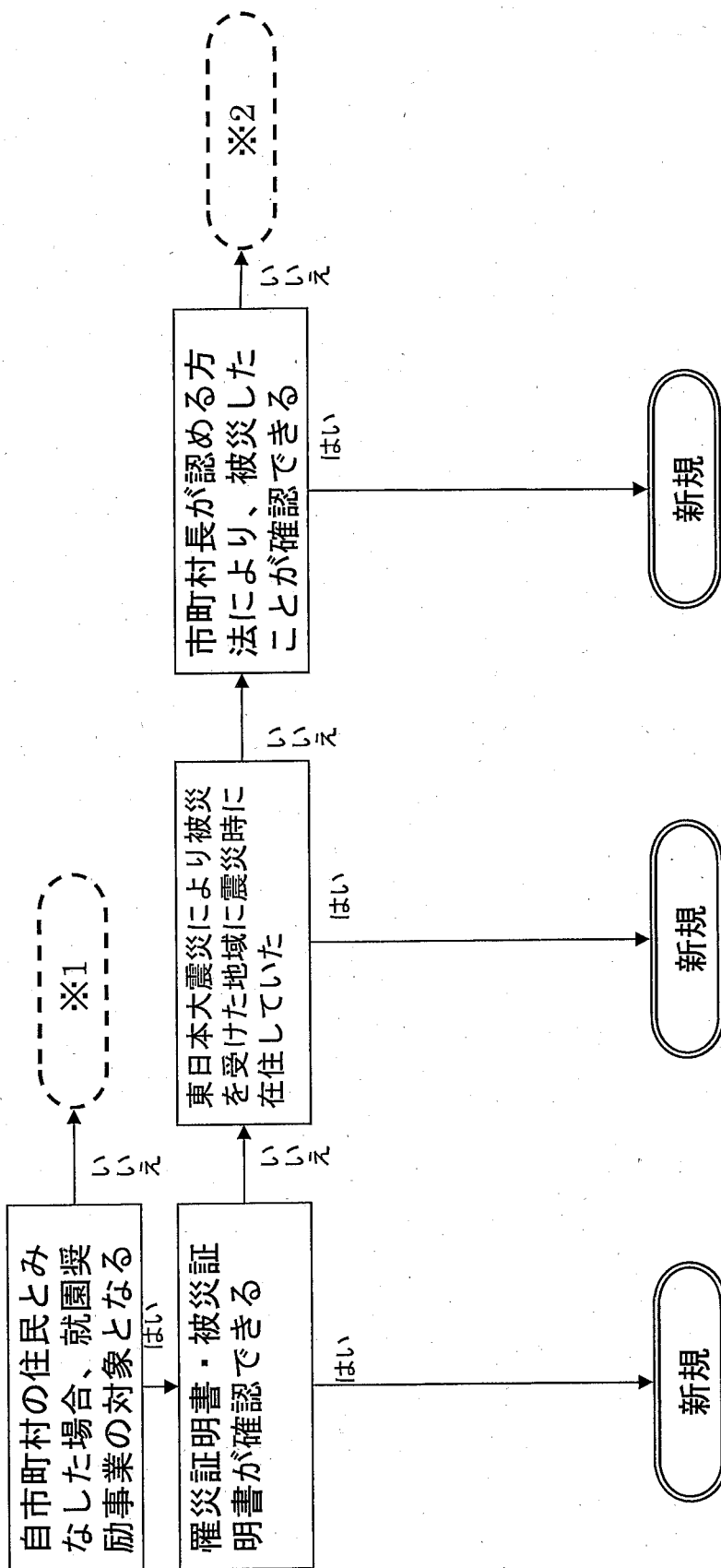


※ 幼稚園就園奨励事業に必要となる所要経費に対して、既存の就園奨励費補助金のみから補助を受ける。

新規：幼稚園就園奨励事業に新たに必要となる所要経費全額が被災幼児就園支援事業で措置される。

区分変更：幼稚園就園奨励費補助における、被災前の階層区分と被災後の階層区分補助単価の差額が被災幼児就園支援事業で措置される。

被災幼児就園支援事業の対象となるか：他市町村の住民の場合



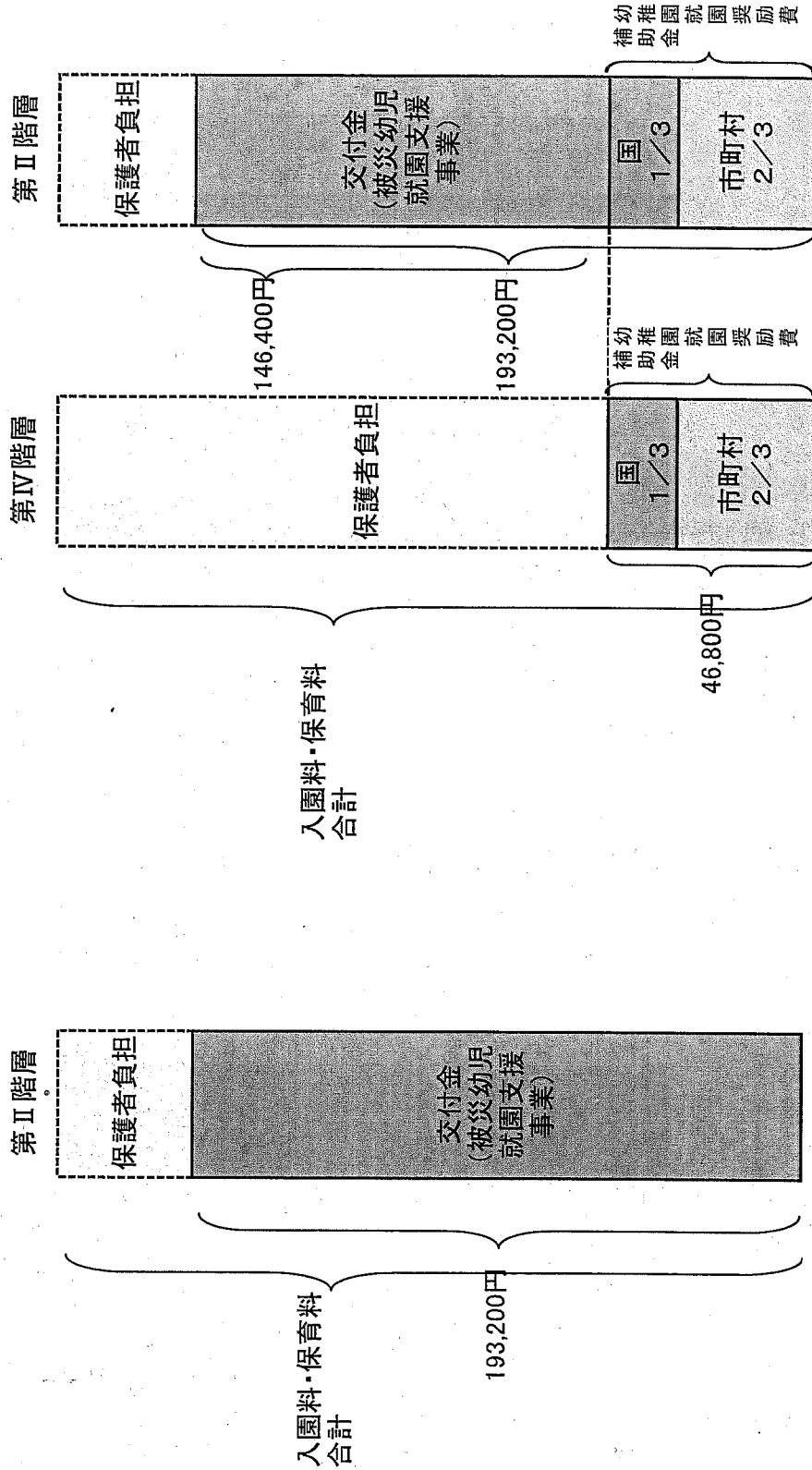
※1 当該世帯の住所地市町村において就園奨励事業及び被災幼児就園支援事業の対象となる場合がある。

※2 幼稚園就園奨励事業に必要となる所要経費に対して、既存の就園奨励費補助金のみから補助を受ける。

新規：幼稚園就園奨励事業に新たに必要となる所要経費全額が被災幼児就園支援事業で措置される。

幼稚園就園奨励費補助金と被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金との関係 (私立幼稚園による入園料・保育料等の減免が行われない場合)

- 新たに市町村の就園奨励事業の対象となった幼児
(例) 対象外から第Ⅱ階層に新たに該当することになった場合(私立幼稚園・第一子)
- 所得階層区分が変更となった世帯の幼児
(例) 第Ⅳ階層から第Ⅱ階層に変更となった場合(私立幼稚園・第一子)

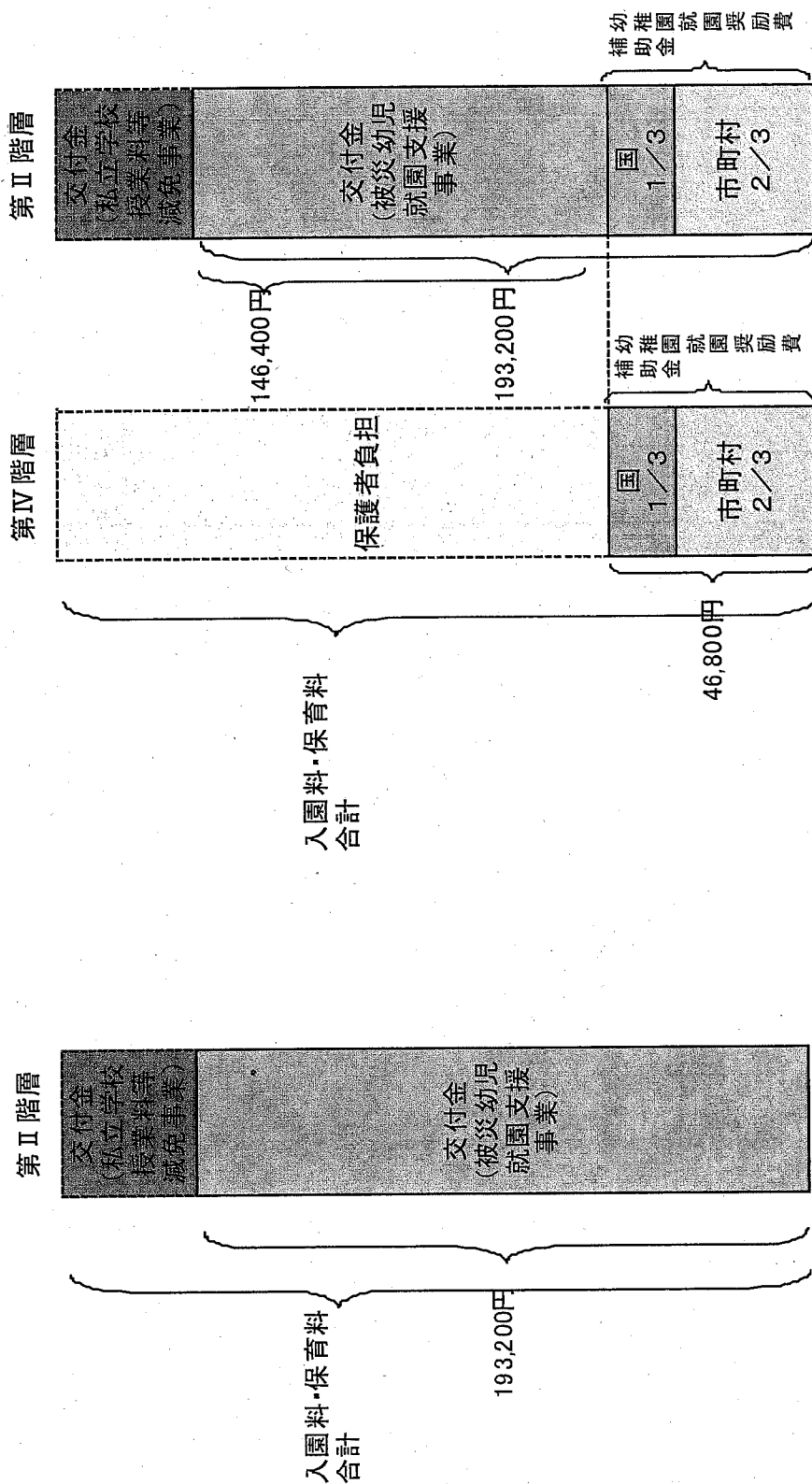


幼稚園就園奨励事業に新たに必要となる所要経費全額が被災幼児就園支援事業で措置される。

幼稚園就園奨励費補助における、被災前の階層区分と被災後の階層区分補助単価の差額が被災幼児就園支援事業で措置される。
(上記の場合、193,200円 - 46,800円 = 146,400円)

幼稚園就園奨励費補助金と被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金との関係 (私立幼稚園による入園料・保育料等の減免が行われる場合)

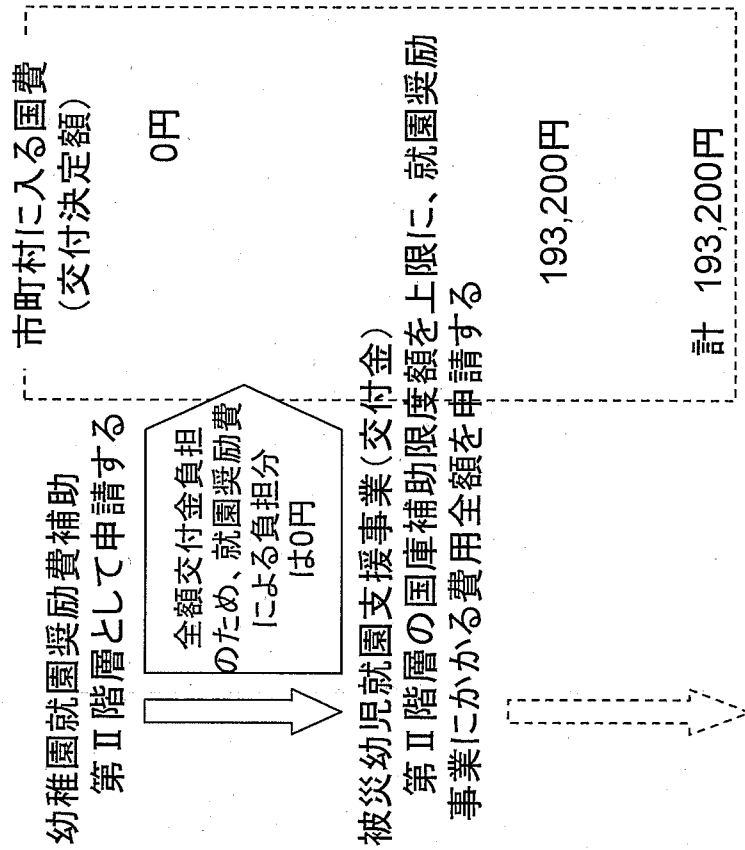
- 新たに市町村の就園奨励事業の対象となった幼児
(例)対象外から第Ⅱ階層に新たに該当することになった場合(私立幼稚園・第一子)
- 所得階層区分が変更となった世帯の幼児
(例)第Ⅳ階層から第Ⅱ階層に変更となった場合(私立幼稚園・第一子)



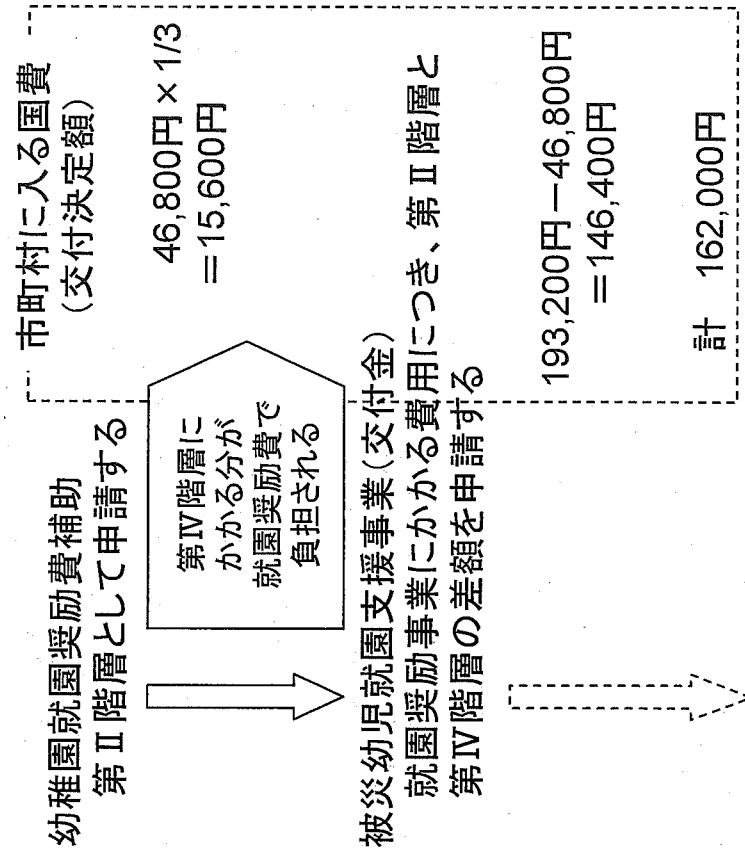
私立学校授業料等減免事業の対象となるのは、授業料、入園料又は施設整備費など実質的に授業料と同等と見なすことができる納付金であるが、幼稚園就園奨励費補助金及び被災幼児就園支援事業による保育料等の軽減を受ける園児については、当該軽減額を控除する。

申請の流れ

1. 新たに市町村の就園奨励事業の対象となった幼児
 (例) 対象外から第II階層に新たに該当することになった場合 (私立幼稚園・第一子)



2. 所得階層区分が変更となった世帯の幼児
 (例) 第IV階層から第II階層に変更となった場合 (私立幼稚園・第一子)



以下、都道府県における処理
 私立学校授業料等減免事業(交付金)

私立幼稚園が授業料減免を行った場合、入園料・保育料の合計額から、幼稚園就園奨励費補助と被災幼児就園支援事業による補助額を除いた額を対象として、その所要額を補助する。